

CONTENTS

『ビジネス法体系』の刊行にあたって
はしがき

第1編 ビジネスと知的財産法総論

- 第1章 知的財産（権）とは
- 第2章 知的財産の保護の目的と体系
 - I 知的財産の保護の目的
 - II 知的財産法の体系
 - III 経済法としての知的財産法（保護と利用のバランス）
- 第3章 ビジネスと知的財産の関わり
- 第4章 知的財産に関係する主な機関、専門職等
 - I 特許庁
 - II 裁判所
 - III 弁理士・弁護士

第2編 ブランドの保護

- 第1章 ブランド保護総論
- 第2章 商標法による商標権の保護
 - I 商標権の効力（専用権と禁止権）・存続期間
 - II 商標法の保護対象
 - III 商標の機能
 - IV 登録要件
 - V 商標および商品・役務の類似の判断
 - VI 商標権取得手続
 - VII 商標権侵害の救済手段
 - VIII 商標権侵害に基づく請求への対応（商標の効力の制限、審判を含む）
- 第3章 不正競争防止法による著名・周知商品等表示の保護
 - I 総論
 - II 周知商品等表示冒用行為
 - III 著名商品等表示冒用行為
 - IV 適用除外
 - V 不正競争防止法違反の効果
- 第4章 会社法・商法による商号の保護
- 第5章 地域ブランドの保護
- 第6章 ブランドの自己使用以外の活用
 - I ブランドライセンス
 - II 移転、担保化、共有

第3編 技術の保護

- 第1章 技術の保護総論
- 第2章 特許法による特許権の保護
 - I 特許権の効力と存続期間
 - II 特許権の保護対象
 - III 特許要件および記載要件
 - IV 特許を受ける権利・発明者・職務発明

- V 特許権取得手続
- VI 特許権侵害
- VII 特許権侵害に対する救済
- VIII 特許侵害に対する対抗措置
- IX 特許の活用
- 第3章 実用新案法による実用新案権の保護
- 第4章 営業秘密の保護
 - I はじめに
 - II 不正競争防止法上の営業秘密の保護
 - III 契約上の守秘義務（秘密保持義務）・競業避止義務・ノウハウのライセンス
- 第5章 限定提供データの保護
 - I 総論
 - II 限定提供データの要件
 - III 限定提供データに係る不正競争行為
- 第6章 種苗法による育成者権の保護
- 第7章 半導体集積回路法による回路配置利用権の保護

第4編 デザインの保護

- 第1章 意匠法による意匠権の保護
 - I 意匠権の効力
 - II 意匠権の保護対象と登録要件
 - III 意匠権の侵害
 - IV 特殊な意匠保護の制度
 - V 意匠の活用
- 第2章 意匠権以外によるデザインの保護
 - I 商品形態模倣（不正競争防止法）
 - II 登録商標（商標法）
 - III 商品等表示（不正競争防止法）
 - IV 著作権（著作権法）
 - V テッドコピー（民法上の不法行為）

第5編 著作権法による表現の保護

- 第1章 著作権法による著作権・著作人格権・著作隣接権の保護
 - I 著作権法の概要
 - II 著作権法の保護対象
 - III 著作権（著作財産権）の内容
 - IV 著作物の例
 - V 二次的著作物・編集著作物・データベースの著作物
 - VI 著作者
 - VII 著作人格権の内容
 - VIII 著作隣接権の内容
 - IX 著作権の保護期間
 - X 著作権の権利制限規定
 - XI 著作権侵害

い、意匠法は同じく産業の発展を目的とするにもかかわらず、美的観点からその目的を達成しようとするものであるため、例外的に登録意匠制度が認められる」とされている⁵¹⁾。

意匠法については、公認されていないので、その意匠に類似意匠公権に記録される事項を記載した意匠として特許庁長官の登録を受けたものを撮影して複製した後に複製、禁止請求権の行使ができない（同第3条）。また、意匠権請求権についての過失の規定もない（同第4条第2項）。

V 意匠の活用

意匠権についても、特許権と同様、意匠（意匠36条で特許権条の登録に関する規定を準用）や担保化（意匠につき意匠30条）が可能であり、ライセンス（同第36条および38条）による活用が可能である。

生成AI・メタバースについてのコラム 生成AIと著作権

生成AIに係る著作権における意匠法の適用について、「AI時代の知的財産権検討会中国とりまとめ⁵²⁾」では、生成AIと意匠権について、現行の制度を踏まえると、以下の検討や検討課題が考えられるとされている。

①学習段階
他社の登録意匠またはそれと類似する意匠（登録意匠）が含まれるデータをAIに学習させる行為（学習段階）については、意匠法等に定める模倣であっても、AI学習データとしての利用は、「意匠に係る模倣」の作成や使用等に当たらず、意匠法第2条第2項に定める「複製」に該当せず、意匠権の効力が及ぶ行為に該当しないと考えられるとされている。

51) 特許庁・産業振興1204頁。
52) <https://www.kansai.go.jp/ai/ai-intellectual-property/>（2024年5月AI時代の知的財産権検討会）24-20頁。

第2章 著作権の活用

- I ライセンス
- II 著作権の移転・担保化
- III 出版権設定

第6編 その他の不正競争行為等およびパブリシティ権

- 第1章 商品等表示、商品形態模倣、営業秘密以外の不正競争行為等
 - I 不正競争行為
 - II 国際約束に基づく禁止行為（不正競争防止法16条～18条）
- 第2章 パブリシティ権

第7編 知的財産の国際的側面

- 第1章 総論
- 第2章 国際的ライセンス
- 第3章 並行輸入
 - I 総論
 - II 特許権、実用新案権、意匠権の場合
 - III 商標権の場合
 - IV 著作権の場合
- 第4章 国際裁判管轄・準拠法
 - I 総論
 - II 国際裁判管轄
 - III 準拠法

事項索引

判例索引

ビジネス法体系研究会メンバー一覧

執筆者紹介

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書（第一法規刊）

改訂版 ビジネス法体系 知的財産法

●定価7,260円（本体6,600円+税10%）【コード022020】

申込部数

部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込)
	3万円以下の場合、440円(税込)
	10万円以下の場合、660円(税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

ご住所

機関名

フリガナ
ご氏名

様

部署名

TEL

E-mail

公用
 私用

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

☎FAX.0120-302-640

書店印